

## 電波利用料制度に関する論点について

### I 電波利用料の制度について

#### 1 意見募集の主な結果

- (1) 電波利用共益事務費用の性格を維持すべき
  - ・ 当初からの基本的な考え方である電波利用共益事務の性格を維持すべき(電気通信事業者)
- (2) 電波の効率的利用を推進するため、一部を国債償還として充当すべき
  - ・ 効率的利用を達成するために必要な水準まで各無線局の負担額を引き上げ、従来水準との差額は国債償還等、国民全体に効率的に還元されるべき(個人)
- (3) 歳入歳出の適切な連動の仕組みを導入すべき
  - ・ 更なる受益と負担のバランスの向上を図り、電波利用料に関わる歳入と歳出は相互に連動を図るべき(電気事業者、放送事業者)

#### 2 第2回研究会での主な意見

- ・ 電波利用共益事務は、公共財とクラブ財の性格の違いの間で格差是正(再配分的なこと)をどこまでやれるか。一方、歯止めはどうするのか
- ・ 完全な料金なら見返りを要求できるが、特定財源の場合、相対的な利益となる
- ・ コスト意識を持たせるものとする必要がある
- ・ 性格付けを論理的に詰めるか現状に合わせるか

#### 3 論点

- ① 電波利用共益事務の基本的な性格を維持しつつ、その範囲はどこまでそれは何に依存するのか
- ② 更なる受益と負担のバランスの向上、歳入歳出の適切な連動の仕組みの導入方法

### II 電波利用料の用途について

#### 1 意見募集の主な結果

- (1) 新たな業務に伴う新しい用途の追加及び既存用途を拡充すべき
  - ・ 国際競争力の強化(電気通信事業者、メーカー)
  - ・ 携帯電話エリア整備等の充実(電気通信事業者、地方公共団体)
  - ・ 地上放送のデジタル化における送受信環境整備(放送事業者)
  - ・ 電波監視の充実(電気通信事業者、個人)
  - ・ 総合無線局管理ファイルの充実(電気通信事業者、電気事業者)
  - ・ 電波環境整備の充実(電気通信事業者、民間試験機関等)

(2) 電波利用料の用途については効率的に運営すべき

- ・ 現行の電波法第 103 条の 2 第 4 項の内容の維持が望ましい。当該内容の拡大解釈により用途が拡大されることのないようにしていただきたい。(電気通信事業者)
- ・ 電波利用料を負担している無線局免許人の公益に繋がる範囲で実行されることが重要。(放送事業者)
- ・ 電波利用共益事務費用は拡大傾向にあるが、内容を見直し縮小を図るべき(電気通信事業者、放送事業者)

## 2 第 2 回研究会での主な意見

- ・ 公共性をあまり主張すると、公共性の高い無線システム構築の支援も可能という理屈になる。
- ・ 受益と負担が明確、かつ、事務の内容及び金額が一定の範囲に限定されるべき

## 3 論点

電波利用共益事務として、どこまで含めるのか。

- ・ 観点例: 用途の要件、受益と負担の関係、意見内容に係る調査、**実態面での納得性**

## Ⅲ 電波利用料の料額について

### 1 意見募集の主な結果

(1) 受益と負担の公平性を確保した料額に設定し、負担のアンバランスを解消すべき

- ・ 平成 19 年度の電波利用料予算歳入額において、85.7%を携帯事業者が負担しており、一方、放送事業者については、アナログ周波数変更対策に伴う追加費用を含めても 6%に満たない額しか負担しておらず、不均衡が存在するのではないかと。参議院・総務委員会附帯決議及び規制改革・民間開放推進会議の指摘に賛成(電気通信事業者、自動車メーカー、個人)
- ・ 放送事業者は現在使用帯域幅に応じた電波利用料を負担していないので、全体の帯域を勘案した電波利用料を負担すべき(電気通信事業者、個人)
- ・ 料額算定にあたっては利用頻度等を考慮した検討が必要(電気通信事業者、警備会社、自動車メーカー)
- ・ 電波特性及び減免係数を導入すべき(電気通信事業者)
- ・ 電波利用者間の負担の公平性を確保する観点からも国等にも電波利用料負担を求めるべき(電気通信事業者、電気事業者、個人)

(2) 無線局の公共性等の配慮を勘案すべき

- ・ 真に高い公共性を有し、電波の有効利用努力を十分行っている(国)
- ・ 放送など、非常災害時においてライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う無線局については公共性を勘案することが適当(放送事業者)
- ・ 救難用無線局の電波利用料の免除を要望(全国船舶無線工事協会)
- ・ アマチュア局の場合、無線通信技術の発展、向上が目的であり、災害時に非常通信を行うなどの公共性の観点から電波利用料を免除すべき(個人)
- ・ 周波数割当計画等により、計画的に他方式に移行を進めている固定業務を行う無線局については電波利用料の据え置きをお願いしたい(電気通信事業者)

(3) 免許不要局等における電波利用料の必要性

- ・ 免許不要局から電波利用料を徴収すべきではない(電気通信事業者、自動車メーカー)
- ・ 一定の帯域を占有する免許不要局については、受益に応じた負担をすべき(電気通信事業者、個人)

2 第2回研究会での主な意見

- ・ 公共性が高いとされる国の無線局については、電波利用料で負担するのではなく、税で負担するものではないか
- ・ 直接的公共性と間接的公共性を分けるべき
- ・ 公共性を主張しても携帯事業者も同じ公共性を有する
- ・ 国においては、純粋に手数料としてかかった費用を割り振る部分に対して、経済的なインセンティブの負担は機器の更新を早めうるか、それとも何も連動せず、電波利用料が取られ損となるのか(電波有効利用のインセンティブは働くか)
- ・ 無線局の電波の使い方、電波の質で電波利用共益費のコストを割り振っていくべき
- ・ 免許不要局については、他に迷惑をかけるかどうか、徴収方法の問題が考えられる。一方、その周波数が使えるという点においては、受益はあり、利用者は認識すべき

3 論点

- ① 携帯事業者に比べて放送事業者の電波利用料負担を上げるべきか(周波数帯域・出力に応じた電波利用料負担、広域専用電波導入の考え方、アナログ周波数変更対策業務の受益、通信と放送の融合時代に全く別の考え方を適用することの適否)
- ② 国等から電波利用料を徴収すべきか、またその範囲と徴収すべき額の考え方はどうか(経済的なインセンティブが働く部分、電波の使い方及びその質を考慮)
- ③ 電波利用料の料額算定について勘案すべき事項は何か(無線局の利用頻度、周波数の逼迫度、各種係数の検討等)
- ④ 今後の免許不要局等に対する電波利用料の徴収に関する考え方はどうあるべきか